

教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ現職教員の最初の修了確認期限 (栄養教諭を除く)

	生年月日	※最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	S30.4.2～S31.4.1、S40.4.2～S41.4.1、S50.4.2～S51.4.1	H23.3.31	H21.4.1～H23.1.31
②	S31.4.2～S32.4.1、S41.4.2～S42.4.1、S51.4.2～S52.4.1	H24.3.31	H22.2.1～H24.1.31
③	S32.4.2～S33.4.1、S42.4.2～S43.4.1、S52.4.2～S53.4.1	H25.3.31	H23.2.1～H25.1.31
④	S33.4.2～S34.4.1、S43.4.2～S44.4.1、S53.4.2～S54.4.1	H26.3.31	H24.2.1～H26.1.31
⑤	S34.4.2～S35.4.1、S44.4.2～S45.4.1、S54.4.2～S55.4.1	H27.3.31	H25.2.1～H27.1.31
⑥	S35.4.2～S36.4.1、S45.4.2～S46.4.1、S55.4.2～S56.4.1	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
⑦	S36.4.2～S37.4.1、S46.4.2～S47.4.1、S56.4.2～S57.4.1	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
⑧	S37.4.2～S38.4.1、S47.4.2～S48.4.1、S57.4.2～S58.4.1	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
⑨	S38.4.2～S39.4.1、S48.4.2～S49.4.1、S58.4.2～S59.4.1	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31
⑩	S39.4.2～S40.4.1、S49.4.2～S50.4.1、S59.4.2～	H32.3.31	H30.2.1～H32.1.31

※最初の修了確認期限：「35歳」、「45歳」、「55歳」になる年度末

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1

昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2

昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

栄養教諭免許状を持つ現職教員の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	※最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31